

税理士情報ネットワーク

TAINVS

Tax Accountant Information Network System

SERIES TAINVS 解体新書

オーナー経営者の死亡、その後共同相続人らが課税庁から受けた処分とは…



草間 典子 [足立支部]

I. はじめに

ひとつの取引や行為について、我々税理士は、その影響を複数の税目で考える必要があります。

今回は、ある会社経営者が生前に行った相続税の株価対策と遺言が原因で、その死後、経営者の妻と孫が課税庁から相続税の更正処分と所得税の決定処分を受けた事案をご紹介します。この判決と裁決を読みますと、相続税の株価対策が、多額の所得税の決定処分に影響を与えていたことがわかります。

平成19年12月に死亡した甲の共同相続人は、その妻乙及び甲と乙との子4名並びに代襲相続人である孫の計6名です。甲は、生前J社の代表取締役を務め、同時に株主でもありました。

II. 妻が取得したJ社株式の評価について受けた更正処分

平23. 9. 28公表裁決
(J84-4-17)(棄却)

1. 事案の概要

審査請求人乙は、相続により取得したJ社(筆頭株主グループの議決権割合が30%未満の同族株主のいない会社に該当)の株式の評価について、配当還元方式で評価して相続税の申告をしたところ、原処分庁から、J社の株主であるK社は、財産評価基本通達188の(1)に定める請求人の同族関係者に当たることから、類似業種比準価額で評価すべきであるとして更正処分等を受けたことから、その全部の取消しを求めた事案です。

K社は、平成16年に設立され、設立に際しては甲が自ら資本金等を負担し、部下であるJ社の役員や従業員が出資者となっていました。

そして甲は、平成19年8月に所有するJ社株式725,000株をK社に対し1株当たり75円で譲渡し、それにより筆頭株主である甲らの議決権割合は22.79%から14.91%と減少しました。

2. 国税不服審判所の判断

① K社は、J社の株式を一時的な受け皿として引き受けるために設立されたものであること、K社の収益のほぼすべてが、本件株式によって生ずる配当金であり、総資産の大部分が本件株式であること等が認められる。またK社の出資者は、いずれもJ社を退社した後は、K社の出資者たる地位を失うことになっていたことからすれば、K社の出資者が、J社の代表取締役であった被相続人の意に添った対応をすることが容易に認められる。

② そして、K社は、本件被相続人の死亡後開催されたJ社の取締役を選任する重要なJ社の株主総会において、K社が所有しているJ社の株式に係る議決権行使を、K社の出資者でも役員でもない請求人に委任していることが認められる。

③ 以上を総合勘案すれば、K社は、その設立目的、出資者、組織、活動等のいずれの点からみても、J社の代表取締役であった本件被相続人に代表されるJ社の創業家の強い支配下にあり、K社の出資者は、K社の意思決定をいずれも、本件被相続人及び請求人に代表されるJ社の創業者一族の意思に委ねていたものと認められるから、K社の株主総会等における議決権の行使についても、被相続人及び請求人に代表されるJ社の創業者一族の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意していた者と認めるのが相当である。

④ そうすると、請求人は、法人税法施行令第4条第6項の規定により、K社の株主総会において全議決権を有し、かつ、K社の唯一の出資者である

とみなされることから、同条第2項の規定により、K社を支配していることとなる。よって、K社は、同条第2項の規定により同人と特殊の関係にある法人に該当し、評価基本通達188の(1)に定める請求人の同族関係者に該当すると認められる。

III. 被相続人の準確定申告書を提出しなかった孫が受けた決定処分

平25. 10. 18東京地裁
(Z888-1829)(全部取消し)(確定)

1. 事案の概要

原告(甲の孫)は、被相続人の平成19年分の所得税約2億7988万円の準確定申告書を提出しなかったところ、所轄税務署長から、原告はその法定相続分である10分の1の割合による被相続人の所得税を納める義務を承継したとして決定処分及び無申告加算税賦課決定処分を受けたため、その取消しを求めた事案です。

原告は、被相続人の公正証書遺言及び自筆証書遺言に相続分の記載はなく、平成20年に他の相続人5名に対し、遺留分減殺請求をし、その後家庭裁判所に遺留分の回復を求める訴訟を提起しました。所轄税務署長からの決定処分は、その訴訟中になされたものです。

2. 東京地方裁判所の判断

① 遺言書において遺産のうちの特定の財産を共同相続人のうちの特定の者に相続させる趣旨の遺言者の意思が表明されている場合、当該遺言は、遺産の分割の方法を定めたものと解するのが相当である。

② 本件遺言は公正証書及び自筆証書をもって2次にわたってされたものであり、そのいずれにも原告についての記載はなく、甲の共同相続人のうち

原告の相続分をないもの、すなわち零と定めたものと認めるのが相当である。

③ そして本件遺言は、民法902条の遺言による相続分の指定に当たるから、原告が納める義務を承継する甲の平成19年分の所得税の額は、通則法5条2項の規定に従い、甲の平成19年分の所得税の額に零を乗じて計算した額である0円となるといふべきである。

④ 特定遺贈又は包括遺贈に対して遺留分権利者が減殺を請求した場合、これらの遺贈は遺留分を侵害する限度において失効し、受遺者が取得した権利は遺留分を侵害する限度で当然に遺留分権利者に帰属するところ、原告が遺留分減殺請求をし、その効果として一定の権利を取得したことをもって、本件遺言でされた原告についての相続分の定めが被告の主張するように修正されるものとは解し難いといふべきである。

IV. おわりに

IIの裁決では、「同一の内容の議決権行使に同意している者」について、IIIの判決では「遺言と相続分の指定、そして納税義務の承継」について判示された実務的に大変重要なものです。

また、IIIの判決文の別紙2「1本件決定処分の根拠」を見ますと、甲がK社に対しJ社株式を1株75円で売却したことが、所得税法59条のみなし譲渡の適用を受け、時価(1株2505円)により譲渡があったものとして、株式等に係る譲渡所得等の金額が約17億円と計算されていたことがわかります。

収録内容に関するお問合せ
はデータベース編集室へ
03-5496-1416

資金繰りでご相談があるんですが…

売上は順調に伸びている。もっと利益を出すためには、どうすればよいでしょう。

経営戦略を助けてくれる、いい業務パッケージはありませんか。

新規出店を計画している。大丈夫でしょうか。

来期の見通しが立たない。打開策はあるでしょうか。

経営のなにかにつけて、顧問先が頼りにするのは会計事務所です。

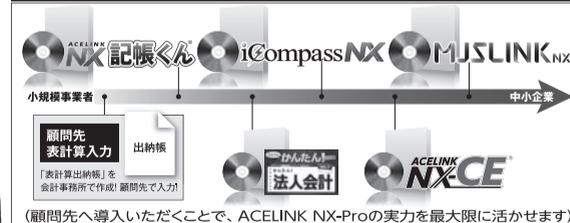


MJSイメージキャラクター：菊川 伸

経営提案できる会計事務所へ。MJSは強力プロフェッショナルツールACELINK NX-Proと顧問先業務システムとの連携で全面支援。

顧問先の自計化を効果的に推進するとともに、PDCAサイクルに沿った経営マネジメントが可能に。顧問先視点からの、真に実効性ある経営戦略提案を実現します。

事業所・企業規模に合わせたラインアップ、MJSの顧問先向け業務パッケージ



提案型会計事務所へ、MJSがバックアップ!

会計事務所向けERPシステム

ACELINK NX-Pro

詳しくは今すぐ

ACELINK NX-Pro 検索

●ACELINK NX-Pro、ACELINK NX記憶くん、iCompass NX、MJS LINK NX-Pro、ミロクのかんたん! 法人会計、ACELINK NX-CEは株式会社ミロク情報サービスの商標又は登録商標です。



MJS

株式会社ミロク情報サービス
東京都新宿区西新宿1-25-1 新宿センタービル48階 〒163-0648
TEL.03-5326-0381 FAX.03-3343-5789

—地域密着型全国ネットワークで最適な承継先を推薦!—
MJSの会計事務所 事業承継支援サービス

ご相談から、承継先の紹介、承継対価の算定、契約書の作成、承継完了まで誠心誠意ご支援します。
MJS会計事務所承継支援室に、ぜひご相談ください。

フリーダイヤル ☎0120-369-144 (平日9:00~17:30)

フリーファックス ☎0120-369-667

当社ホームページに「ご相談シート」を用意しております。▶ <http://www.mjs.co.jp/account/shoukei/>